



黒平の里

玄法院の石臺

金 丸 平 甫

北口の天神町に玄法院という真言宗の寺がある。戦災で焼ける前は、境内に小形ながら美しい五重の塔が建っていて、秋の夕暮れなどには塔の上空を雁が飛んだりして、甲府の街に風情を添えていたものである。

その玄法院の本堂の前庭に二本の石灯籠が立てられており、その上部は真新しいが、六角形の石を三段に積んだ高さ九〇cmほどの基壇の向って右の一基に、「明治廿一年一月廿八日 当山住職 橋本祐善代」と刻まれている。

そのほか、この基壇の下から二枚目の石には「石臺 芸妓中 下町」、更に一六軒の置屋と各々の抱え芸妓三〇人の源氏名が次の通り彫り込まれている。

- 村田屋 小みつ・小てる・小きん
- 中川 小たつ・小たけ
- 新中川 小その
- 大和屋 千代松・とん子・てつ

万屋 豆太・米太

新村田 小ます

柳屋 蕙吉・〇〇〇（解説不明）

富士屋 みか

桜屋 小なか・あい子

桜田 小梅

中村田 小もん・小まつ

田中屋 小加弥・小しん

梅之屋 小きん・小花

三榊屋 福治・〇〇（解説不明）

花田屋 くら・と代松

森田屋 とね八・八代吉

月番 村田屋喜三郎

世話人 大和屋兼三郎

万屋佐吉

中川治左エ門

ここで「下町芸妓」というのは、明治初年から古府中の増山町と柳町だけにその居住が許されていたのが、明治一五年以来下町



玄法院の石臺

に住むことが許され、おもに桜町・春日町辺に移って商売していた芸妓のことである。明治一五年頃の芸妓の数は一三歳以上六四人・以下二人となっており(当時の県会の記録)、それが「前帯(所謂遊女)」と「後帯(今の芸者)」とに分れていて、その後帯の者達が下町に転出したものであるという。

こうして芸妓連が移って来ると、甲府の

繁華街にも朝から三味線の音が鳴り、脂粉の香が漂うのは当然の帰結で、早速翌一六年・一七年の県会に「甲府市内芸妓居住ヲ禁ズルノ建議」が提出され、いずれも可決されている。けれどもこの建議は、時の県令藤村紫郎の採択するところとならず、更にこれと同趣旨の建議が一八年と二一年に提出されたが、その時は二回とも前回と異って否決されている。(後者の議決については『山梨県議事録』は二一年一月一日、『通常県議事録』二七九頁では同年二月一三月の議決となっている。)

その後二六年三月、桜町・春日町の下町

茅無尽に寄せて

相原眞洋

機会を得て甲府市北部・上黒平の古文書を整理していたとき、「茅無尽規約書」という文書が目にとまった。日付は明治二九年なので、それ程古いものではないが、茅無尽なるものに興味をおぼえた。

そもそも茅無尽とは、都会人でなくとも

芸妓は、たまたま前年一二月に焼失した若松座の濁川沿いの跡地に移され、若松町芸者として現在に至っているのである。こうした、何時その住まいを追われるかも知れぬ情勢の中で、下町芸妓は団結して行末安かれと、もと古府中に住んだ頃から信仰していた玄法院の本尊不動明王の御前に、あの石臺を奉納したのではなかつたか。

そのほか明治一九年にも下町の置屋九軒と芸妓一三人とが大形の賽銭箱を奉納している。

(山梨郷土研究会会員 投稿)

現代人には不可解な言葉であろう。

広辞苑によれば、茅は「茅・萱」チガヤ・スゲ・ススキなどのイネ科草本の総称。屋根を葺くに用いる。」とあり、また「茅葺」茅で屋根を葺くこと。「茅札」入会

山の茅を取得する一人分の権利札。」など